

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（136）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年2月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(2017年5月に生じた諸問題の第一回目です。第一回目は戦争法の展開について、顧みます。ご愛読ください。)

## I 戦争国家への道程と改憲陰謀

### 一 戦争国家への道程

(1) ①2017年5月1日、海上自衛隊の護衛艦「いずも」が海自横須賀基地から出航し、同日午後には房総半島沖周辺で米海軍補給艦と合流して米艦の防衛・護衛を始めた(5月2日朝日新聞・赤旗)。

②その根拠とされたのは、戦争法(2016年3月施行)の一環として改定された自衛隊法95条の2(武器等防護)である。

同条によれば武器等には艦船も含まれ、「グレイゾーン事態」(平時あるいは武力攻撃を受けたとはいえない事態)では武器を使える。この条文は米軍の強い要請を受けて盛り込まれた。今回の出動は、国家安全保障会議(NSC)の審議を経て稲田防衛相が自衛隊に命じたものである(前掲朝日新聞)。

③ではその狙いとは何か。戦争法(=安全保障関連法)の実績づくりのため、戦争法施行から一年有余、安倍政府は米艦防護実施の機会を窺い秘密裏に実行に移したのである。この点を、柳沢協二元内閣官房副長官補(防衛省OB)は次のように指摘する(5月2日朝日新聞)。「北朝鮮の脅威がない太平洋側で米艦防護を実施したのは、緊張が高い日本海でいきなりできないため「慣らし」の意味があるのだろう。米軍との軍事的一体性をPRする狙いも当然ある。今回は報道で

明らかになったが、政府は自衛隊がこの任務についたとしても公表しないことに決めている。そうすると、自衛隊が実際に攻撃を受けて相手と交戦状態になったときに初めて、国民が事態を知ることになる。危険な安全保障関連法の実績づくりが始まった。」

④米艦防護の初適用がもたらす現実的意味は、日米軍事一体化の強化であり、仮想敵国(北朝鮮)への威嚇であり、自動参戦の危険の増大であると考えられる。

(2) ①2017年3月25日、防衛省が国会に報告した「営利企業への就職の承認に関する報告書」によると、自衛官が軍需企業に天下りしたのは、2015年の1年間で、防衛相や各所属長が承認した695人にのぼる。中でも最も多いのが三菱重工業の24人。また川崎重工業に6人が天下りしている。

一方、防衛省との契約額が最も多いのは川崎重工業であり、次に多いのが三菱重工業である(5月7日赤旗)。

②このことは、軍産一体化が人的面でも進んでいることを示す。

(3) ①4月25日、外交防衛委員会で井上哲士議員(共)は、独自に入手した資料(2016年2月12日発行の「航労ニュース」(三菱重工労組名航支部発行)を用い

て、三菱重工業が戦闘機 F15 の部品を米軍に輸出する計画を進めていること明らかにした（5月10日赤旗）。

②F15とは、アメリカのマクドネル・ダグラス社（ボーイング社）が開発した戦闘機である。三菱重工は1978年以降 F15 を製造し、210機を航空自衛隊に納入しており、米空軍は F15 を2016年2月現在468機を保有している（5月10、11日赤旗）。

③つまり、三菱重工業は、人的面と相俟って武器の製造で利潤を稼ぐ軍産一体企業なのである。

（4）①2017年2月23日に日通は、米太平洋空軍が輸送業者を募集したのに応じて落札した。落札した業務は、北海道、本州、九州にある港湾や在日米軍基地・自衛隊施設との間を、米軍が保有する国際標準コンテナを輸送することである。その中身は、一般貨物のほか、火薬、爆薬、信管、銃用雷管、実砲、空砲などの爆発物である。契約期間は2017年3月1日から1年単位の契約で5年間である。業務の範囲には、人道支援、災害救援を含む有事対応もある。作業実績（米軍公表）は、広島県の川上、広の両弾薬庫間の爆発物を積んだ40フィートコンテナ292個を輸送した（5月2日、23日赤旗）。

請負額は、約1億3400万円である。

③この事実の意味することは、戦争法の下で民間業者が軍事国家作りに動員されていることである。

（5）①2017年5月5日、政府が巡航ミサイルの将来的な導入に向けて本格的検討に入ったことが明らかになった（5月6日河北新報）。

これは、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核開発を受けて日米同盟の対処能力を強化するためのものであり、発射拠点を巡航ミサイルで破壊する「敵基地攻撃能力」の保有のためである。

巡航ミサイルとは、無人誘導の有翼ミサイルであり、艦艇などから発射する精度が高い攻撃用武器である。

②とすれば、攻撃用武器を導入することは平和憲法違反である。この問題については後述する。

（6）①米陸軍トリイ通信施設（沖縄・読谷村）では、3月15日と4月10日に大型輸送ヘリが車両を吊って民間地上空を飛行した。

また米空軍嘉手納基地（沖縄市・嘉手納町・北谷町）でも4月24日に特殊作戦機がパラシュート降下を実施した（5月11日赤旗）。

②これらの訓練に対し、5月10日、沖縄県中部地区町村議会は、米軍の吊り下げ訓練とパラシュート降下訓練とに抗議する決議を採択し、日米両政府と在日米軍に送付した。

決議は“再三の中止要請を無視し強行したことは基地負担を増大させる暴挙以外の何ものでもない”と糾弾した（5月11日赤旗）。

③米軍は、5月10日、沖縄防衛局に対し同日夜にも再びパラシュート降下訓練を実施すると通告した。これに対し沖縄県は、同日防衛局と外務省沖縄事務所とに訓練中止を求めた。

④5月10日夜、米軍は嘉手納基地でパラシュート訓練を実施した。

この訓練を確認した当山嘉手納町長は、

語った(5月12日)。“降下は高高度から行われ、風でパラシュートがかなり流された。住宅に万が一のことがあると大変だ”、と。

⑤5月11日、抗議の動きがくり広げられた。④富川沖縄県副知事は、沖縄防衛局長に対し、“県、県議会、地元自治体などが行った中止要請や抗議を無視する形で、しかも夜間に強行されたことに強い憤りを禁じ得ない”と抗議した。

⑥嘉手納町議会は、抗議意見書・抗議決議を全会一致で可決し、沖縄防衛局に提出した。

意見書・決議は、(i)嘉手納基地での降下訓練の全面禁止、(ii)降下訓練を伊江島で行う取り決めとなっている日米特別行動委員会(SACO)合意(1965年)を順守するよう求める、(iii)SACO合意が守られず嘉手納基地が使用され、訓練が常態化することは基地負担の増大にほかならない“、とするものである。

◎なお、沖縄防衛局長は、徳里嘉手納議会議長に対し、無通告訓練だったと述べた。徳里議長は、“降下訓練は絶対に容認できない。特に連絡なしということは問題。政府も日本国としてしっかり米軍と交渉すべきだ”と求めた。

④5月11日、読谷村民大会が同村米軍基地トリイステーションの渡久知ゲート前で開かれ、約300人が参加した。

石嶺村長は、“私たちは、1960年代に読谷村の吊り下げ訓練でトレーラーが落下、女兒を死なせた痛ましい事故を忘れない。このようなことは許してはならない。辺野古新基地を進める日本政府に屈することなく、当たり前の平和な暮らしを目指してがんばっていかう”と述べた。

(6)①2017年5月13日、アメリカ軍が日本における戦争反対の運動や在日米軍基地撤去運動を諜報活動(スパイ活動)・監視活動の対象としていることが判明した(5月13日赤旗)。

②資料は、2012年1月～2月に、伊丹駐屯地(兵庫県)で実施された米陸軍と陸上自衛隊との日米共同方面隊指揮所演習「ヤマサクラ61」の、米軍側の作戦命令の「諜報」についての付属文書である。その付属文書は、日本国内で「過激グループ」がどのような行動をとるのかについて推定する「情報(諜報)見積」である。

③では、いかなるものが「過激グループ」とされているのか。例えば2012年6月2日名古屋市で行われた「ストップ・ザ・有事法制 憲法守ろう6・2集会愛知県民集会」(市民団体、宗教者、労働組合、政党の代表者がよびかけ約5000人が集まった集会)や、アメリカの同時多発テロ(2001年9月11日)をきっかけに京都市で始まった「ピースウオーク」などである。さらに「日本の軍隊と在日米軍基地の駐留に反対し、「日本の領土からの撤去」「社会を維持するための環境の保護」などあらゆる人々に対する戦争反対を「過激グループ」のモットーだとして敵視している。

またPKO反対運動(1992年)、沖縄米兵による少女暴行事件(1995年)をきっかけとする米軍基地縮小を求める運動、イラク派兵反対運動などである。

④注目すべきは、対象が驚くほど偏った広範囲であることである。およそ反米的傾向、反戦的傾向、環境保護志向のグループが過激グループとされている。

この種の偏見に満ちた情報に基づきアメ

リカ政府が日本(政府)に対し取り締まりを不当に要求した場合、果たして政府は独自の判断で拒めるであろうか。ノーである。とくに共謀罪と連動する場合にはそうである。

(7) ①2017年5月14日の赤旗によれば、米軍が日本から遺体を空輸するため日本国内の業者(国内で計画策定・手配などを行う)を募集していることが判明した。

②募集は、在日米軍横田基地の空軍第374契約中隊が4月19日に公示し、応募期限は5月3日となっている。契約業者は、次のような業務と任務を行う。

④同基地の地域葬儀場が実施する、日本から米本土やハワイ・アラスカ両州への民間航空を使った遺体の輸送について、計画の策定、航空機の手配、旅程の確認などを行うこと、貨物室の予約確認など航空機の運航全般を保証する任務を負う。⑤募集実施期間は2017年6月1日～2020年5月30日までの3年間。最低で年間10件～15件の発注業務を実施する。

③この募集は、在日米軍が日本周辺で死者を出すほどの激しい戦闘を行うことを前提としており、日米軍事一体化の進展を示す事実である。

(8) ①2017年5月19日、若宮防衛副大臣は、佐賀県庁に赴き、佐賀空港への自衛隊機の配備につき山口知事と懇談し、“2016年12月に名護市で発生した米軍のオスプレイ墜落事故は、乱気流という気象条件下で起こった”として、安全性を強調した。

②この不当な説明に対し、県庁前では市民約50人が抗議行動を行い、“佐賀にオスプレイはいらない”とシュプレッヒコールした(5月20日赤旗)。

③④5月25日、井上哲士議員(共)は、参院外交防衛委員会でオスプレイ配備の撤回を求めた。そして、配備に伴い佐賀空港で米軍オスプレイの訓練が集中して実施されることへの懸念を示し、住民が不安に思うのは当然だとして政府を追及した。また井上議員は、同空港の建設計画に佐賀県と地元漁港とが“自衛隊との共用はしない”とする趣旨の公害防止協定を結んでいる。この協定に反し世論も無視した配備は撤回すべきだ、と追及した(5月26日赤旗)。

(9) ①2017年5月23日、古塩綾瀬市長は、同月20日～22日に空母艦載機が深夜の離着陸訓練を行った問題で厚木基地司令官に抗議した(5月25日赤旗)。

抗議文は、“5月22日は深夜0時過ぎまで爆音が続いたため多くの市民から睡眠妨害などの苦情が寄せられており、再三の申し入れにも拘わらず深夜飛行が行われ騒音被害が生じたことは遺憾である”、とするものである。

②同日、大木大和市長も同司令官に対し同趣旨の要請を行った。

(10) ①2017年5月25日、宮城県の自衛隊王城寺原演習場で沖縄駐留米海兵隊の実弾射撃練習が始まり、これに抗議する現地集会に約50人が集まり開かれた(5月26日赤旗)。

②集会では主催者(米軍移転・日米共同訓練反対県連絡会)の高橋正行代表委員が、“15回目の移転訓練だが、戦争法が強行され、安倍政権が9条改憲を公言している中、訓練がエスカレートしているのではないか、今すぐやめろと声を大にして言おう”と呼びかけた。

③2017年5月25日には、県平和委

員会など4団体による「米軍移転、日米共同演習反対連絡会」の約70人も反対運動を行いデモ行進した。

④5月26日に、海兵隊の上陸作戦の展開の様子が報道陣に公開された（5月30日朝日新聞）。

取材した記者のレポートによれば、公開された実弾訓練の様子は次の如きものである。

演習場は約4250万平方メートル（東京ドーム900個分相当）。訓練に参加したのは海兵隊約130人。広大な平原に5門の大砲が並べられ、1門を米兵が6人がかりで操作する。

後方には実弾の落下地点を決める射撃指揮所が設けられ、中のコンピュータで砲弾の発射角度や方角まで制御できる。

米兵1人がかりゅう弾砲を抱え砲身に装填。砲撃目標は5、6キロ先の山の斜面。地鳴りのような音が響き渡る。砲弾の速さは、肉眼で捉えられない。着弾地点の様子もうかがえない。

⑤つまり、実戦さながらの米軍訓練なのである。

⑥訓練が王城寺原演習場に移ったのは1997年（平成9年）。1995年の沖縄での米兵少女暴行事件を契機とし、日米両政府は王城寺原のほか北海道、山梨、静岡、大分にある計5ヶ所に陸自演習場に訓練を移すことで合意。その後、王城寺原では毎回100～200人前後の海兵隊員が参加し、射撃訓練を一週間程度実施している（以上、前掲朝日新聞）。

⑦このように書いてきて実感するのは、宮城県が米軍の実戦訓練基地となっている実情をまざまざと知った憤りであった。

（11）①②南スーダン PKO 活動からの自衛隊撤退の最後の第11次隊（約40人）が帰国したのは、2017年5月27日である（5月28日朝日新聞）。

PKO 協力が成立したのが1992年6月（同年9月にカンボジアに施設部隊がPKO 部隊として派遣され、その後も東ティモール、ゴラン高原、ハイチなどにも派遣された）。

南スーダンへの施設部隊の派遣は2012年1月に始まり（野田内閣が決定）、約5年4ヶ月に及び、派遣隊員は延べ約2900人（第11次隊）におよんだ。道路補修は延べ約256キロ（5月28日朝日新聞）。

⑥もともと PKO とは、国連の国際平和協力業務の実施等への協力活動であり、その実施に当たり武力による威嚇・武力行使は禁じられている（PKO 法＝国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律2条）。

1992年に政府がカンボジア PKO に参加する際に PKO 参加5原則を定めて、道路補修を主任務とし「国際貢献」の形を維持しようとしたのは、自衛隊派遣と武力行使とを禁ずる憲法との整合性をとるための措置である。

つまり南スーダン PKO への日本の参加（自衛隊派遣）は、憲法、PKO 参加5原則の枠内のものでなければならないのである。（なお、5原則とは、①紛争当事者間の停戦合意、②紛争当事者の PKO 受け入れ合意、③中立性の維持、④上記原則が満たされない場合の撤収、⑤武器の使用は最小限度性）。

◎ところが南スーダンでは、独立（2011年7月）以後も政府軍（大統領派）と反政府勢力（前副大統領派）との大規模な戦闘が発生し（例えば2016年7月）、難民も2

3万人を超えるなど、治安は悪化。つまり内戦状態が生じたのであり、PKO参加の前提条件が事実上崩壊した。

にも拘わらず安倍内閣は、自衛隊の撤退を拒んできた。安倍首相は、“60ヶ国以上が派遣しているが、治安事情を理由に撤退した国はない”と反論さえした（5月28日朝日新聞）。

④しかも重大なのは、安倍内閣が最後の第11次隊に「駆け付け警護」の任務を付与して既成事実化し、自衛隊員を“殺し、殺さ

れる”の戦闘現場に投入したことである。南スーダンPKOを「戦争法」の実績づくりに利用したことである。

◎以上にみたことから、南スーダンからの自衛隊撤退は当然の措置である。

そして国際貢献を武力貢献に特化する安倍首相の政策的思考の偏狭さが批判されるべきであると考えます。

（以下次号。次号は2017年5月の二回目、「改憲問題」に移ります。）